

公立大学法人島根県立大学ネーミングライツ事業実施要領

令和8年3月26日
理事長決定

(目的)

第1条 本要領は、公立大学法人島根県立大学（以下「本学」という。）のネーミングライツ事業の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 本学が所有する施設、スペース、及び事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称（以下「別称等」という。）を設定することができるものをいう。
- (2) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体をいう。
- (3) 命名権 事業者等が本学の施設等に別称等を設定する権利をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 契約により、本学が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者（以下「命名権者」という。）からその対価（以下「命名権料」という。）を得て、本学の教育研究環境の充実に要する費用の一部に充当する事業をいう。

(基本方針)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的を損なわず、公共性、社会的な信頼性及び公平性を確保して実施しなければならない。

2 本学は、当該施設等の別称等を積極的に使用するものとする。

3 本学は、当該施設等の正式名称を変更せず、必要に応じて従来 of 名称を使用することができる。

(命名権の付与期間)

第4条 命名権の付与期間は、原則として3年以上5年以下とし、更新を妨げない。

(募集)

第5条 ネーミングライツ事業は、原則として公募により行うものとする。

(応募)

第6条 ネーミングライツ事業に応募できるのは、島根県内に事業所を有し、次のいずれにも該当しない事業者等とする。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う法人等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- (5) ギャンブルに関わる業種
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体をいう。以下同じ。）

- (7) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体
- (8) 会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- (9) 行政処分や行政指導に基づく改善命令を受け、改善がなされていないもの
- (10) 社会問題をおこしている業種や事業者
- (11) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (12) その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと理事長が認めるもの

2 ネーミングライツ事業に応募する事業者等は、ネーミングライツ事業実施申込書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業者等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 直近 3 事業年度分の決算報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類
(使用できない別称等)

第 7 条 命名権者は、次に掲げる別称は使用することができない。

- (1) 法律等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの
- (3) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (6) 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関するもの
- (7) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (8) その他別称等として適当でないと理事長が認めるもの
(審査委員会)

第 8 条 命名権者の選定、命名する別称等、命名権料その他の審査を行うため、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 対象施設等の選定及びネーミングライツ事業の実施に必要な事項
- (2) ネーミングライツ事業の公募に必要な募集要項の策定に関する事項
- (3) 命名権者の選定（別称等、命名権料その他の項目を含む。）に関する事項

3 その他審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(命名権者の決定及び通知)

第 9 条 審査委員会は、第 6 条第 2 項の提出があったときは、命名権者の採用候補者を選定し、当該選定の結果を理事長に報告する。

2 理事長は、審査委員会からの報告を踏まえ、命名権者に採用する事業者等を決定する。

3 理事長は、選定の結果を命名権者採用決定通知書（別記様式第 2 号）または命名権者不採用決定通知書（別記様式第 3 号）により通知する。

(契約)

第 10 条 理事長は、採用決定者と命名権の契約を締結する。

(費用負担)

第11条 別称等の表示（サイン、案内看板等の設置及び変更）に係る必要な経費は、命名権者が負担する。

2 契約期間の満了及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用も同様とする。

(維持管理責任)

第12条 別称等の設置及び看板の切り替え、撤去などの維持管理については、本学の施設管理者と事前に十分協議のうえ、命名権者の責任で行うこと。

2 別称等及び看板を掲出するに当たっては、施設に負担のない方法で固定するなど、地震等の際の転倒・落下に対する防止策を十分に行い、本学の施設管理者の安全確認を受けること。

3 本学の責めに帰すべき事由を除き、命名権者は掲出された別称等及び看板に関する一切の責任を負うものとし、適切に設置・管理すること。

(命名権料の納入)

第13条 命名権者は、命名権料を指定された期日までに年度ごとに一括で納入しなければならない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(別称等変更の禁止)

第14条 命名権を付与する期間内における別称等の変更は禁止とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第15条 命名権者は、命名権者の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 命名権者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別記様式第4号）を、理事長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第16条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、命名権の付与を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに命名権料の納入がなかったとき

(2) 前条の規定により、命名権者から契約解除の申出があったとき

(3) 第6条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき

(4) その他理事長が命名権の付与を取り消すことを必要と認めたとき

2 理事長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、命名権付与取消決定通知書（別記様式第5号）により命名権者に通知する。

3 前項の規定により命名権の付与を取り消した場合、既に納入された命名権料については、返還しない。

(事務)

第17条 ネーミングライツ事業に関する事務は、法人事務局において処理する。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条第2項関係）

年 月 日

公立大学法人島根県立大学理事長 様

申込者

名 称

代表者

住 所

ネーミングライツ事業実施申込書

島根県立大学におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

施設等名		
応募の趣旨		
別称等の案	別称等及びデザイン等は別途資料によります。	
別称等の理由		
命名権の付与を希望する事業者等の称号又は名称（注1）		
希望命名権料	円（年額/税別）	
希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

（注1）申込者と同一の場合は、記入不要

（関係書類）

- （1）事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
- （2）定款、寄附行為その他これらに類する書類
- （3）法人の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- （4）直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- （5）国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- （6）サイン等のデザイン及び配置がわかる書類
- （7）申請時から過去5年間において、行政機関等から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類（A4サイズ1枚程度）

年 月 日

様

公立大学法人島根県立大学理事長

命名権者採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、命名権者に採用しますので、以下のとおり通知します。

施設等名	
命名権者に採用する事業者等	
別称等	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
命名権料	年額 総額 (年間)

年 月 日

様

公立大学法人島根県立大学理事長

命名権者不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、不採用となりましたので、以下のとおり通知します。

施設等名	
不採用理由	（例）公立大学法人島根県立大学ネーミングライツ事業要領第6条の事業者等に該当するため。

別記様式4号（第15条第2項関係）

年 月 日

公立大学法人島根県立大学理事長 様

申込者

名 称

代表者

住 所

ネーミングライツ事業契約解除申出書

島根県立大学におけるネーミングライツ事業契約について、以下のとおり契約解除を申し上げます。なお、契約解除に伴う命名権料の返還は求めません。

施設等名	
別称等	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
希望する契約解除日	
契約解除の理由	

年 月 日

様

公立大学法人島根県立大学理事長

命名権付与取消決定通知書

（対象施設名称等）の別称等を決定する命名権の付与について、以下の理由により取消しますので通知します。

なお、規定により、既に納入されました命名権料については返還しません。

取消年月日	年 月 日
取消理由	